

海岸漂着物対策地域計画に定める重点区域の見直しについて

平成23年2月に「千葉県海岸漂着物対策地域計画」（以降、「計画」という。）を作成（平成28年11月改定）し、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（以降、「重点区域」という。）を定め、優先的に海岸漂着物対策を進めてきた。

その計画に基づき、啓発リーフレットの配布等により発生抑制対策を行うとともに、重点区域において、海岸漂着物の回収・処理を併せて行ってきた。

1. 経緯

平成30年6月に、海岸漂着物処理推進法の改正、令和元年には基本方針の変更、5市町からは、重点区域への選定を求める要望があった等の海岸漂着物対策に係る状況の変化があったことから、重点区域の見直しを行う。

2. 重点区域選定について

(1) 選定基準

重点区域の選定は、市町村からの意見等を踏まえ、海岸漂着物等の集積状況のほか、自然的条件や社会的条件を総合的に勘案して判断する。

具体的には、①及び②のいずれにも該当する海岸の区域とする。

①海岸漂着物等の集積状況

評価指標	評価基準
海岸漂着物等の集積状況	多量の海岸漂着物等が定常的に集積し、通常の海岸清掃活動だけでは回収・処分が困難な海岸

②海岸の自然的・社会的条件

次のいずれかの評価指標において、評価基準に該当する海岸

評価指標	評価基準
自然的条件	保全すべき貴重な地形や良好な景観を有し、または保全すべき希少な動植物が生息する海岸
社会的条件	海水浴場、潮干狩り、保養地等の観光資源、漁業等の経済活動や、環境教育等の場として利用される海岸

(2) 新たな重点区域選定

	市町からの要望	自然的・社会的条件	案
南房総市	<ul style="list-style-type: none"> ○市民が海岸漂着物を回収し集積 ・人力での大きな漂着物の回収が困難 ・市では漁具・タイヤ等の受け入れ不可 ・処理しきれっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・南房総国定公園 ・海水浴場 ・サーフポイント ・漁業 	<p>市民の回収・市での処理を行っているが、市では回収・処理しきれない海岸漂着物があることと、自然的・社会的条件に合致することから、</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>市から要望のあった海岸を重点区域としたい。 ※岩場は除く。</p>
山武市	<ul style="list-style-type: none"> ○海水浴場を主とした年間清掃委託 ・海水浴場以外の漂着物も見られ、回収・処理しきれっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立九十九里自然公園 ・ブルーフラッグ認証※(本須賀海岸) ・海水浴場 ・サーフポイント ・漁業 <p>※ビーチ・マリーナの国際環境認証、県内初取得</p>	<p>九十九里海岸では、多くの海岸清掃が行われているが、回収、処理しきれない海岸漂着物があることと、自然的・社会的条件に合致することから、</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>国の基本方針において、「重点区域の範囲は、その一体性に配慮しつつ…」とあることから、市町から要望のあった九十九里海岸(4市町の海岸線全て)を重点区域としたい。</p>
大網白里市	<ul style="list-style-type: none"> ○年間清掃委託 ・人力での大きな漂着物の回収が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立九十九里自然公園 ・海水浴場 ・サーフポイント ・漁業 	
九十九里町	<ul style="list-style-type: none"> ○年間清掃委託 ・人力での大きな漂着物の回収が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立九十九里自然公園 ・海水浴場 ・サーフポイント ・漁業 	
横芝光町	<ul style="list-style-type: none"> ○清掃委託 ・市で受け入れ不可の処理困難物 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立九十九里自然公園 ・海水浴場 ・サーフポイント ・漁業 	

(参考) ヒアリング実施日：

- ・南房総市 令和2年1月10日
- ・山武市・大網白里町・九十九里町・横芝光町 令和元年12月16日

市町からの重点区域選定希望内容

市町村名	海岸名	海岸漂着物等の集積状況			判定	海岸の自然的条件	判定	海岸の社会的条件	判定	総合判定
		年間回収量 (H28~31の最大値)	災害による漂着状況	清掃活動の現状と課題						
1 南房総市 (外房)	一般公共海岸【花園海岸・白浜海岸（川下地区・滝口地区・根本地区）・和田海岸（和田浦地区） 千倉海岸（瀬戸地区） 乙浜漁港海岸・名倉漁港海岸 川下漁港海岸・白浜西部漁港海岸 L=約14,000m	11トン	4トン	現状 ・市民主体の回収。回収したごみは指定の場所に集めてもらっている。（災害時・海水浴シーズンが主）集められたごみは市や県（海岸管理者としての管理費で、予算の範囲内で処理）が処理をしている。 ・集まったごみを処理するのに時間を要すると、市民からの苦情が来ることもあった。 ・大きな流木等は重機で処理をする必要があるが、市では保有していないため、住民が購入した重機を使って回収している場所もある。 課題 ・人力であると、大きな流木等は、回収することが出来ない。 ・市が有している処理施設では、処理困難物（漁具・タイヤ等）を受け入れできず、集積場所に置いたままになってしまう。	○	・南房総国定公園	○	・海水浴場（和田浦、瀬戸浜、南千倉、塩浦、名倉、根本） ・サーフポイント（白渚、千倉など） ・漁業権設定（共33・34・35・36・37・38・39；海藻類・いせえび・ひらめ固定式さし網・あじ小型定置など）	○	○
	南房総市 (内房)	富山海岸（岩井地区）・高崎漁港・富浦海岸（坂本地区・新宿地区）・富浦漁港 L=約6,000m		ボランティアが回収したごみは、一般廃棄物と併せて回収・処理を行っており、回収量を把握していない。	1トン	○	・南房総国定公園	○	・海水浴場（多田良北浜、原岡、豊岡、岩井） ・漁業権設定（共16・17・18・20、区21・22・23・24・25、定4；海藻類・くるまえび固定式さし網・あわび垂下式養殖・あじ定置など）	○
2 山武市	蓮沼海岸・南浜海岸・小松海岸・井之内海岸・白幡海岸・本須賀海岸 L=8,000m	18トン	—	現状 ・ボランティアが清掃活動を実施する際は、ごみ袋を提供。 ・市の観光協会へ年間清掃委託（2名従事） ・本須賀海岸では頻りにビーチクリーナーがかけられている。 ・不法投棄が多く見られる。 課題 ・委託内容は、海水浴場の清掃であるが、海水浴場以外の部分の漂着物も多く見られ回収・処理しきれない。	○	・県立九十九里自然公園 ・ブルーフラッグ認証（FEE Japan）	○	・日本の渚百選（国土交通省）「九十九里海岸」 ・白砂青松百選（社団法人日本の松の緑を守る会）「九十九里海岸」 ・海水浴場（本須賀、白幡・井之内、小松、南浜、中下、殿下） ・サーフポイント（本須賀） ・漁業権設定（共56・57；貝類・あじ地びき網など）	○	○
3 大網白里市	白里海岸 L=約3,200m	28トン	—	現状 ・シルバー人材センターへ年間清掃委託 ・ボランティアでの清掃活動実施 課題 ・人力での回収のため、大きな漂着物の回収等が困難	○	・県立九十九里自然公園	○	・日本の渚百選（国土交通省）「九十九里海岸」 ・白砂青松百選（社団法人日本の松の緑を守る会）「九十九里海岸」 ・海水浴場（白里） ・サーフポイント（白里） ・漁業権設定（共54；貝類・あじ地びき網など）	○	○
4 九十九里町	作田海岸・片貝漁港・片貝海岸・不動堂海岸・粟生海岸 L=約6,700m	15トン	—	現状 ・シルバー人材センターへの年間清掃委託 ・ボランティアでの清掃活動実施 ・不法投棄が多く見られる。 課題 ・人力での回収のため、大きな漂着物の回収等が困難	○	・県立九十九里自然公園 ・特定植物群落（環境省）「九十九里町のハマニンニク群落」	○	・日本の渚百選（国土交通省）「九十九里海岸」 ・白砂青松百選（社団法人日本の松の緑を守る会）「九十九里海岸」 ・海水浴場（片貝、不動堂、作田、真亀） ・サーフポイント（作田、片貝漁港など） ・漁業権設定（共55；貝類・あじ地びき網など）	○	○
5 横芝光町	尾垂海岸・木戸海岸・粟山川漁港・横芝海岸・屋形海岸 L=約4,200m	4トン	—	現状 ・シルバー人材センターへ清掃委託 ・ボランティアが清掃活動を実施する際は、ごみ袋を提供 課題 ・市で有している処理施設での処理困難物の処理	○	・県立九十九里自然公園 ・特定植物群落（環境省）「九十九里浜の中央北部の砂丘群落」	○	・日本の渚百選（国土交通省）「九十九里海岸」 ・白砂青松百選（社団法人日本の松の緑を守る会）「九十九里海岸」 ・海水浴場（木戸浜、屋形） ・サーフポイント（屋形） ・漁業権設定（共58・59；貝類・あじ地びき網など）	○	○

※回収量は全て市町での実績であり、県の回収量は含めていません。

＜選定基準＞ 海岸漂着物等の集積状況のほか、自然的条件や社会的条件を総合的に勘案して判断する。具体的には、次の（１）及び（２）のいずれにも該当する海岸の区域とする。

（１）海岸漂着物等の集積状況

多量の海岸漂着物等が定期的に集積し、通常の海岸清掃活動だけでは回収・処分が困難な海岸

（２）海岸の自然的・社会的条件

次のいずれかの評価指標において、評価基準に該当する海岸。

・自然的条件：保全すべき貴重な地形や良好な景観を有し、または保全すべき希少な動植物が生息する海岸

・社会的条件：海水浴場、潮干狩り、保養地等の観光資源、漁業等の経済活動や、環境教育等の場として利用される海岸

年間回収量は、あくまで把握している量であり、回収している全ての量ではない。ボランティアが回収したごみについては、市が一般廃棄物と併せて回収・処理を行う等、把握できないケースが多い。そのため、市町への現在の清掃活動状況を聞き取り、判断をする。

現重点区域等情報

	市町村名	海岸名	海岸漂着物等の集積状況		判定	海岸の自然的条件	判定	海岸の社会的条件	判定	総合判定
			年間回収量 (H28~31の最大値)	災害による漂着状況						
1	銚子市 (H28選定)	銚子漁港海岸・君ヶ浜海岸・西明浦海岸 L=約7,100m	4トン	-	○	・水郷筑波国立公園 ・県指定銚子鳥獣保護区	○	・日本の渚百選(国土交通省)「君ヶ浜海岸」 ・海水浴場(海鹿島、長崎) ・サーフポイント(君ヶ浜) ・漁業権設定(海藻類、貝類など)	○	○
2	館山市 (H23選定)	船形海岸・船形漁港・館山海岸・沖ノ島・相浜海岸 L=約10,500m	824トン (袋配付数より一部算出)	116トン	○	・南房総国立公園 ・県指定神戸鳥獣保護区(相浜海岸) ・特定植物群落(環境省)「沖ノ島」	○	・日本の夕陽百選「北条海岸」 (NPO法人日本列島夕陽と朝日の郷づくり協会) ・海水浴場 (船形、那古、北条、新井、沖ノ島、相浜) ・サーフポイント(巴) ・漁業権設定(海藻類、貝類、あじ小型定置など)	○	○
3	木更津市 (H23選定)	木更津海岸(畔戸地区) L=約2,000m	2トン	5トン	○	・特定植物群落(環境省) 「小櫃川河口の塩湿地群落」	○	・潮干狩場(久津間海岸) ・漁業権設定(海藻類、貝類、雑魚すだて、ノリ養殖)	○	○
4	旭市 (H28選定)	旭海岸・飯岡海岸 L=約4,500m	6トン	-	○	・県立九十九里自然公園	○	・日本の渚百選(国土交通省)「九十九里海岸」 ・白砂青松百選(社団法人日本の松の緑を守る会) 「九十九里海岸」 ・海水浴場(飯岡、矢指ヶ浦) ・サーフポイント(飯岡メイン、椎名内 他) ・漁業権設定(貝類、カキ、イセエビなど)	○	○
5	鴨川市 (H23選定)	東条・広場東海岸・前原横渚海岸・鴨川漁港 L=約5,000m	90トン	-	○	・南房総国立公園	○	・日本の渚百選(国土交通省)「前原横渚海岸」 ・白砂青松百選(社団法人日本の松の緑を守る会) 「東条海岸」 ・海水浴場(前原) ・サーフポイント(マルキ、グランド下 他) ・漁業権設定(海藻類、貝類、ワカメ養殖、ブリ定置など)	○	○
6	富津市 (H23選定)	富津海岸・富津漁港 L=約6,500m	138トン	-	○	・南房総国立公園 ・県指定富津岬鳥獣保護区 ・県指定天然記念物「富津州海浜植物群落地」 ・特定植物群落(環境省)「富津の海岸草原」	○	・白砂青松百選(社団法人日本の松の緑を守る会) 「富津岬」 ・海水浴場(富津) ・潮干狩場(富津海岸) ・漁業権設定(海藻類、貝類、ノリ養殖など)	○	○
7	いすみ市 (H23選定)	日在浦海岸・和泉浦海岸・太東海岸の一部 L=約5,000m	2トン	-	○	・南房総国立公園 ・県指定夷隅鳥獣保護区 ・国指定天然記念物「太東海浜植物群落」	○	・海水浴場(大原) ・サーフポイント(夷隅、大原海水浴場 他) ・漁業権設定(海藻類、貝類、伊勢エビなど)	○	○
8	一宮町 (H28選定)	一宮海岸・東浪見海岸・釣ヶ崎海岸 L=約5,900m	18トン	-	○	・県立九十九里自然公園	○	・日本の渚百選(国土交通省)「九十九里海岸」 ・白砂青松百選(社団法人日本の松の緑を守る会) 「九十九里海岸」 ・海水浴場(一宮) ・サーフポイント(一宮、サンライズ、東浪見、志田下 他) ・漁業権設定(貝類など)	○	○
9	白子町 (H28選定)	白子海岸 L=約6,000m	7トン	-	○	・県立九十九里自然公園 ・県指定南白亀川河口鳥獣保護区	○	・日本の渚百選(国土交通省)「九十九里海岸」 ・白砂青松百選(社団法人日本の松の緑を守る会) 「九十九里海岸」 ・海水浴場(白子) ・サーフポイント(白子、中里) ・漁業権設定(貝類など)	○	○
10	御宿町 (H28選定)	御宿海岸 L=約1,500m	4トン	20トン	○	・南房総国立公園 ・県指定夷隅鳥獣保護区	○	・海水浴場(岩和田、中央、浜) ・サーフポイント(御宿中央、浦仲 他) ・漁業権設定(海藻類、貝類、伊勢エビなど)	○	○
参考※	市川市 船橋市 (H28却下)	船橋市潮見町及び市川市東浜一丁目地先の人工海浜 L=約1,200m	0.6トン (H24~H26の最大値)	-	×	・アサリ、カニ、カレイなどの生育の場 ・水鳥類の中継地としての場	○	・潮干狩場(ふなばし三番瀬海浜公園) ・環境教育の場(ふなばし三番瀬環境学習館) ・沖合での漁業権設定 (短共3、短区8;ノリ、貝類)	○	×

※前回の計画改定時に重点区域選定の要望があったが、判定の結果、選定しなかった。